

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

○私立学校法等施行細則の一部を改正する規則

○政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則

○県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

○防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○宮城県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

○標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令

○職員の間接者同行休業に関する規程の一部を改正する訓令

○職員表彰規程の一部を改正する告示

規 則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

○宮城県規則第十九号

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和五十一年宮城県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表教育長の項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三条の表警察本部長の項第二号中ロを削り、ハをロとする。

第六条第一項第四号ニ中「物品」の下に「船舶用燃料及び航空機用燃料を除く。」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の表教育長の項中第二号を削り、第三号を第二号とする改正規定及び第三条の表警察本部長の項第二号中ロを削り、ハをロとする改正規定は、公布の日から施行する。

私立学校法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十号

私立学校法等施行細則の一部を改正する規則

私立学校法等施行細則（昭和五十三年宮城県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「日本標準産業分類（平成二十一年総務省告示第七十五号）」を「日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）」に改め、同条第二項第二号中「に規定する」を「第二号各項（第二項、第三項及び第十二項を除く。）に規定する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十一号

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年宮城県規則第五十四

号)の一部を次のように改正する。
様式第三号中

土地等の事業・雑所得		
短期譲渡所得		
長期譲渡所得		
株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の配当所得		
先物取引の事業・譲渡・雑所得		

を

土地等の事業・雑所得		
短期譲渡所得		
長期譲渡所得		
一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の利子・配当所得		
先物取引の事業・譲渡・雑所得		

に

改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十二号

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。
第二十一条の二を削る。

第二十二条第一項中「第五十三条第四十四項及び第四十五項」を「第五十三条第三十八項及び第三十九項」に改め、同条第二項中「第五十三条第四十六項」を「第五十三条第四十項」に改める。

第三十一条第二項中「第九条第一項」を「第九条第三項」に改める。

第三十六条の四中「第九条第三項」を「第九条第五項」に、「第十五号」を「第十六号」に改める。

第四十七条第三号中「第九条第五項」を「第九条第七項」に改める。

第四十八条第一項及び第二項中「第九条第五項」を「第九条第七項」に改め、同条第三項中「第九

条第四項及び第六項」を「第九条第六項及び第八項」に改め、同条第四項中「第九条第六項」を「第九

条第八項」に改める。

第四十九条中「第九条第五項」を「第九条第七項」に改める。

第五十六条の三第三項中「第九条第七項第二号」を「第九条第九項第二号」に改める。

第五十六条の四第一項中「第九条第二項」を「第九条第四項」に改め、同条第二項及び第三項中「第

九条第五項」を「第九条第七項」に改め、同条第四項中「第九条第七項」を「第九条第九項」に改め、

同条第五項中「第九条第八項」を「第九条第十項」に改め、同条第六項及び第七項中「第九条第六項」

を「第九条第八項」に改める。

第五十六条の五中「第九条第五項」を「第九条第七項」に改める。

別表様式第二十八号の二の項を削る。

様式第二十八号の二を削る。

様式第三十八号の二中「第53条第46項」を「第53条第40項」に改める。

様式第三十八号の三中「第53条第47項」を「第53条第41項」に改める。

様式第三十九号中

所得割	総額				課税標準となる法人税額の総額	
	年	万円以下の金額			本県分の課税標準となる法人税額	
所得割	年	万円以下の金額			法人税割額	
	年	万円を超える金額			外国の法人税等の額の控除額	
付加価値割	計				仮装経理に基づく法人税額の控除額	
	軽減税率不適用の金額				利子割額の控除額	
資本割	総額				差引法人税割額	
	付加価値額				既に納付の確定した当期分の法人税割額	
収入割	総額				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	
	収入金額				既還付請求利子額が過大である場合の納付額	
合計事業税額					過不足法人税割額	
平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額					算定期間中において事務所等を有していた月数	
					均等割額	
					既に納付の確定した当期分の均等割額	

や

所得割	総額				課税標準となる法人税額の総額	
	年	万円以下の金額			本県分の課税標準となる法人税額	
	年	万円以下の金額			法人税割額	
	年	万円を超える金額			道府県民税の特定寄附金税額控除額	
計					外国の法人税等の額の控除額	

軽減税率不適用の金額	総額				仮装経理に基づく法人税額の控除額	
	付加価値額				利子割額の控除額	
資本割	総額				差引法人税割額	
	資本金等の額				既に納付の確定した当期分の法人税割額	
収入割	総額				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	
	収入金額額				既還付請求利子額が過大である場合の納付額	
合計事業税額					過不足法人税割額	
平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額					算定期間中において事務所等を有していた月数	
事業税の特定寄附金税額控除額					均等割額	

に改める。

様式第四十八号中「事業税租税条約控除額」を「事業税租税条約控除額 特定寄附金総額」に改める。

様式第五十二号、様式第五十九号、様式第八十二号（その一）から様式第八十四号まで、様式第八十六号（その二）、様式第八十八号から様式第九十号まで、様式第九十二号及び様式第九十四号（その一）から様式第九十六号までの規定中「適用する」を「準用する」に改める。

様式第九十七号（その三）中「適用する」を「準用する」に、「第九十二条」を「第九十二条」に、「第九八条」を「第九八条」に改める。

様式第九十九号、様式第二百七号、様式第二百九号から様式第二百十号（その三）まで、様式第二百十二号、様式第二百十四号及び様式第二百十八号（その一）から様式第二百十八号（その三）までの規定中「適用する」を「準用する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）附則第一条第三号に掲げる規定によ

既に納付の確定した当期分の均等割額

る改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十三条第三十九項又は第四十項の規定により還付し、又は充当した場合における当該還付し、又は充当される納税義務者に対する改正前の宮城県税条例施行規則第二十一条の規定による通知については、なお従前の例による。

3 改正前の宮城県税条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県税条例施行規則の規定によるものとみなす。

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十三号

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

県税に関する証明等手数料条例施行規則（昭和三十四年宮城県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十四号

防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則

防災行政無線の管理及び運用に関する規則（昭和四十三年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表に次のように加える。

宮城防災移動九〇〇	航空局	同	同
-----------	-----	---	---

別表第四号の表LASCOM宮城県宮城スーパード可搬地球V七〇(N)の項の次に次のように加える。

LASCOM宮城県宮城スーパード可搬地球V一〇三(N)	同	同	同
宮城防災移動九〇一	航空局	同	同

別表第四号の表LASCOM宮城県宮城スーパード可搬地球V七一(N)の項の次に次のように加える。

LASCOM宮城県宮城スーパード可搬地球V一〇四(N)	同	同	同
宮城防災移動九〇二	航空局	同	同

別表第四号の表LASCOM宮城県宮城スーパード可搬地球V七二(N)の項の次に次のように加える。

LASCOM宮城県宮城スーパード可搬地球V一〇五(N)	同	同	同
-----------------------------	---	---	---

宮城防災移動九〇三

航空局

同

同

別表第四号の表LASCOM宮城県宮城スーパード可搬地球V七三(N)の項の次に次のように加える。

LASCOM宮城県宮城スーパード可搬地球V一〇六(N)	同	同	同
宮城防災移動九〇四	航空局	同	同

別表第四号の表LASCOM宮城県宮城スーパード可搬地球V七四(N)の項の次に次のように加える。

LASCOM宮城県宮城スーパード可搬地球V一〇八(N)	同	同	同
宮城防災移動九〇六	航空局	同	同

別表第四号の表LASCOM宮城県宮城スーパード可搬地球V七五(N)の項の次に次のように加える。

LASCOM宮城県宮城スーパード可搬地球V一〇七(N)	同	同	同
宮城防災移動九〇五	航空局	同	同

別表第四号の表LASCOM宮城県宮城スーパード可搬地球V七六(N)の項の次に次のように加える。

LASCOM宮城県宮城スーパード可搬地球V一〇九(N)	同	同	同
宮城防災移動九〇七	航空局	同	同

別表第四号の表宮城防災支援一の項を削り、同表宮城防災携帯一〜五の項中「一〜五」を削り、

「同」を「陸上移動局」に改め、同表宮城防災移動一の項中「二」の下に、「一」

「二」を加える。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第四号の表宮城防災支援一の項を削る改正規定、同表宮城防災携帯一、五の項の改正規定及び同表宮城防災移動一の項の改正規定は、公布の日から施行する。

消防学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十五号

消防学校規則の一部を改正する規則

消防学校規則（昭和四十六年宮城県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条を削り、第十六条を第十五条とし、第十七条を第十六条とし、第十八条を第十七条とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第六号

宮城県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県労働委員会事務局処務規程（昭和六十年宮城県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「総務課、」を削り、「審査調整課」の下に「を置き、同課に総務議事班、審査班及び調整班」を加え、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第三条の見出し中「課」を「審査調整課」に改め、同条中「事務局各課」を「審査調整課」に改め、総務課の分掌事務の項を削り、同条審査調整課の分掌事務の項中「審査調整課」を削り、第一号を次のように改める。

一 労働委員会等の会議に関すること。

第三条審査調整課の分掌事務の項中第十号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、第七号を削り、第六号を第十三号とし、第二号から第五号までを七号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の七号を加える。

二 事務局職員の人事に関すること。

三 予算、決算及び経理に関すること。

四 物品の購入及び管理に関すること。

五 文書の収受、発送、編さん及び保存に関すること。

六 公印の管理に関すること。

七 規程等の整備に関すること。

八 情報公開及び個人情報保護に関すること。

第六条中「第十項」を「第十一项」に改める。

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第七号

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程（平成二十八年宮城県訓令甲第六号）の一部を次のように改める。

第二条の表一の項中「及び医療健康局長」を、「医療健康局長及び国際経済・観光局長」に改め、同表三の項中「子育て政策専門監」の下に「精神保健専門監」を加える。

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第八号

職員の配偶者同行休業に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員の配偶者同行休業に関する規程の一部を改正する訓令

職員の配偶者同行休業に関する規程（平成二十六年宮城県訓令甲第十六号）の一部を次のように改

正す。

「5に記入」の「再度の延長」を加べ

「
()
」

を

「
()
()
」

に、

「
年 月 日から 年 月 日まで
」

を

「
年 月 日から 年 月 日まで
〔 うち期間の再度の延長の場合における当初の配偶者同行休業の期間 〕
」

に、

- 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め、届き出すこと。
- 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由及び休業期間）、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 4 該当するにはシ印を記入すること。

「2 期間の再度の延長を申請する場合には、「2 申請に係る配偶者」欄の「外国滞在中」欄の最上欄の括弧内に、当該延長が必要な事情を記入すること。

3 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め、届き出すこと。

4 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由、休業期間）、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。

5 該当するにはシ印を記入すること。

に、

「 決裁年月日 」	年 月 日	職 氏 名
「 決裁欄 」		氏 名

を

「 決裁年月日 」	年 月 日	職 氏 名
「 決裁欄 」		氏 名

職員の配偶者同行休業に関する条例第6条の2の規定による人事委員会の認定 認定日 年 月 日 不認定 不要」

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第九号

文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文書規程の一部を改正する訓令

宮城県知事 村 井 嘉 浩

文書規程（昭和四十三年宮城県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号(2)中「復企第	号	震災復興・企画総務課
「復企第	号	震災復興・企画総務課
オリパラ第	号	オリンピック・パラリンピック大会推進室」に、
「情報	号	情報政策課
システム第	号	情報システム課
「情報	号	情報政策課」に、
システム第	号	情報システム課
「医療第	号	医療整備課
「医療第	号	医師確保対策室」を「医療第
「医療第	号	医師確保対策室」を「医療第
「国際第	号	国際経済・交流課
「国際第	号	海外ビジネス支援室」を
「国際第	号	国際企画課
「国際第	号	アジアプロモーション課」に、
「住第	号	住宅課
「住第	号	復興住宅整備室」を「住第
「住第	号	住宅課」に改める。

告 示

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○宮城県告示第三百四十二号

職員表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員表彰規程の一部を改正する告示

職員表彰規程（昭和四十六年宮城県告示第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項を削り、同条第三項中「第一項及び」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中

「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項各号列記以外の部分中「又は第二項」を

削り、同項第五号中「者が」の下に「任命権者の要請に応じ職員として採用され、」を加え、同項第

六号中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項

とする。

第六条第三項中「又は第五条第二項に該当する職員」を削る。

第九条第二項中「つど、永年勤続者表彰のうち十一月二十二日から退職時までの間に二十五年に係

る者にあつては退職時に行なうことがある」を「都度行う」に改める。

附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。